

府中町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、本町における障害者就労施設、特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を推進することを目的とする。

2 対象とする物品等

町が契約によって調達する物品等のうち、各種物品、清掃等業務委託、その他障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設等

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

(2) 障害者を多数雇用する事業所

ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）

イ 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

(3) 在宅就業障害者等

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第74条の2第3項第1号に基づく在宅就業障害者

イ 障害者雇用促進法第74条の3第1項に基づく在宅就業支援団体

4 物品等の調達目標

町は予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、本方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

5 物品等の調達に関する事項

(1) 随意契約の活用

物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を活用し、障害者就労施設等からの調達を積極的に推進する。

(2) 障害者就労施設等への配慮

障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するとともに、可能な限り分離分割発注を行うように努める。

(3) 調達に必要な情報の提供

障害者就労施設等が受注可能な物品等の情報収集を行い、庁内各部署へ情報提供する。

(4) 調達方針及び調達実績の公表

ア 本方針を策定又は見直しをしたときは、町ホームページ等により公表する。

イ 調達実績については、毎年度の終了後、概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。